



スポーツ庁

資料 8

# スポーツ施設における官民連携の推進

令和4年2月4日

スポーツ庁 参事官（地域振興担当）

参事官（民間スポーツ担当）

**1**

# **スポーツ施設に関する取組について**

# スポーツ施設の整備・運営に関する取り組みについて

- スポーツによる地域活性化や健康まちづくりへの機運が高まるなか、これからのスポーツ施設には、スポーツをする・みる・ささえる場としてだけでなく、市民の交流拠点など多様な機能を発揮することで最大限に活用され、真に地域の資源となるような整備・運営が求められる。
- このため、スポーツ庁では、『スポーツ施設のストック適正化ガイドライン』や『スタジアム・アリーナ改革ガイドブック』を作成するとともに、全国セミナーの開催等により、取り組みの促進を図っている。

## (ガイドラインの位置づけ)

※「インフラ長寿命化基本計画」に基づく個別施設毎の長寿命化計画

対象	ガイドライン	目的
地方公共団体が所有する <b>全ての公共スポーツ施設</b>	<b>スポーツ施設のストック適正化ガイドライン</b>	施設老朽化、財政制約等への計画的な対応を促進し、 <b>地域のスポーツ環境を持続的に確保</b> 【目標】 2020年度の個別施設計画※策定率： <b>100%</b>
<b>国体等、全国レベルの競技大会に向けた整備を検討する施設</b> (主に陸上競技場、球技場、野球場、庭球場、体育館、水泳プール)	(ガイドライン参考資料) <b>ストック適正化における大規模スポーツ施設の基本的方向性</b>	国体等、全国レベルの競技大会に向けた施設について、 <b>大会後にも十分活用される施設の整備・運用を促進し、ストック適正化を推進</b>
数千人から数万人の観客を収容し、 <b>スポーツを観ることを主な目的とする施設</b>	<b>スタジアム・アリーナ改革ガイドブック</b>	スポーツの成長産業化や、 <b>地域経済活性化の拠点となる施設の整備</b> を推進 【目標】 2025年度までにスタジアム・アリーナを <b>20拠点</b> 実現

# スポーツ施設の特徴とストック適正化に関する考え方

ストック適正化の検討にあたっては、以下のスポーツ施設の特徴を踏まえることが必要

## 多様な施設種別の存在

- スポーツは多種多様で施設も多様
- 地域によって求められるスポーツ施設も異なる



どのようなスポーツ環境を提供するかは自治体が地域の実情に応じ決定

## 目的に応じた規模や仕様

- 競技大会の開催施設と日頃の運動に使用する施設は、仕様や規模が異なる



地域にとっての最適な投資を判断することが必要

## 防災施設としての機能

- 社会体育施設の体育館の約7割が防災施設に位置付け
- 施設の耐震性にも留意が必要



防災部局と連携した検討、災害時の機能確保のための耐震化等が必要

## 複雑な所管

- 公共スポーツ施設には、公園施設、福利厚生施設等も存在。
- 多様な空間でスポーツが実施



所管横断的な環境整備、施設以外のスポーツ環境の創出も必要

## 他自治体や民間との連携

- スポーツ施設の確保は、周辺の地方自治体や民間事業者等でも提供できるサービス



自治体間の連携、民間スポーツ施設の利用促進、広域的な情報共有も有効

## 学校に多くのストック

- スポーツ施設の約6割が学校施設
- スポーツ基本法等でも、一般利用に供するよう努める旨が規定



身近なスポーツの場として、学校体育施設を活用することが重要

## 利用料金収入の活用

- スポーツ施設の多くは、利用が有料
- ランニングコスト、大規模修繕等に充当できる可能性



情報公開、合意形成等を図りつつ、利用料金の柔軟な運用を図る

## PPP/PFIの活用

- スポーツ施設は民間ビジネスが成立
- 公共スポーツ施設の約4割に指定管理者制度が導入



自由度の高い管理運営、運営を想定した設計等により民間ノウハウを活用

## 大規模施設の有効活用

- 競技大会を機に整備した施設の大会後活用が課題となる場合がある
- 弾力的な運用の工夫もみられる



大会後に地域の資産として活用できるよう、要否も含め十分な検討が必要

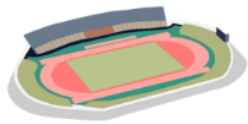


## スタジアム・アリーナ改革について

# スタジアム・アリーナ改革とは

- スタジアム・アリーナ改革は、スポーツの成長産業化の大きな柱
- これまでのスポーツ施設に対する固定観念・前例主義等に関するマインドチェンジ
- スタジアム・アリーナを核とした地域経済の持続的成長等、官民による新しい公益の発現を目指す
- スポーツを核とした周辺のエリアマネジメントを含む、複合的な機能を組み合わせた交流施設を目指す

## 現状



単機能型  
行政主導  
郊外立地  
低収益性

→  
→  
→  
→

多機能型  
民間活力導入  
街なか立地  
収益性改善

## 目指す姿



「スマート・ベニュー®」  
(株) 日本政策投資銀行

### スタジアム・アリーナの定義

- 数千人から数万人の観客を収容する集客施設
- スポーツを観ることを主な目的とした施設

### コストセンターからプロフィットセンターへ

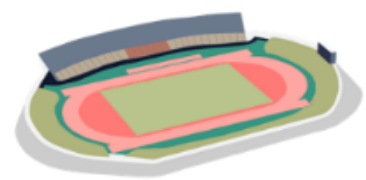
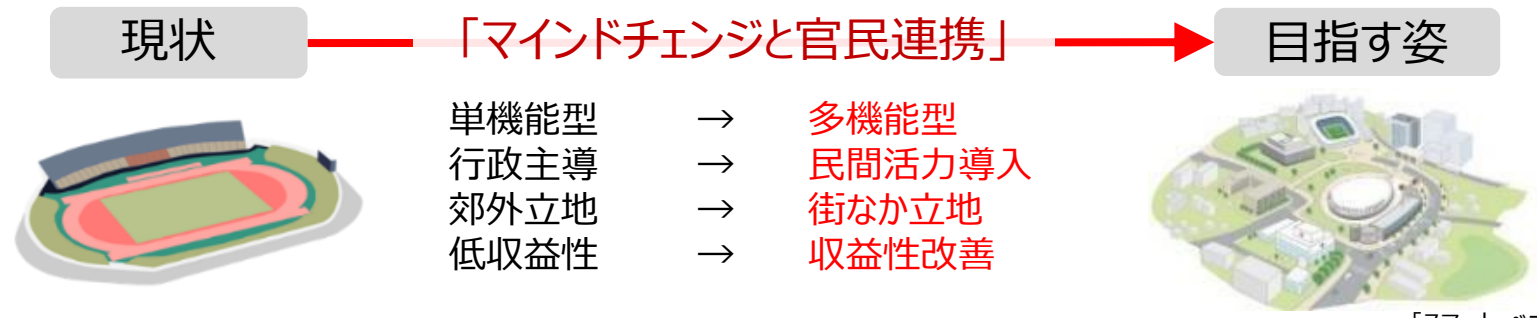
- 地域住民がスポーツをする施設とスタジアム・アリーナを区別。観客の利便性やチームの営業活動を重視。
- 施設の収益性の向上による公的負担の軽減
- にぎわいの創出や持続可能なまちづくりの実現等、投資以上の効果を地域にもたらすことがプロフィットセンター
- 事業方式や資金調達の検討を通じ、施設・サービスの充実・向上

### スタジアム・アリーナ改革による地域への効果

- 地域のシンボル
  - ・民間ノウハウの活用と収益性の確保
  - ・サステナブルな施設として長期的に存続
- 新たな産業集積の創出
  - ・周辺産業への波及を含む経済効果、雇用創出
  - ・スポーツチームがあればより継続的に
- 地域への波及効果を活用したまちづくり
  - ・まちの賑わいの創出
  - ・地域住民のスポーツ機会の増加
  - ・社会貢献活動や啓発等の社会問題の解決
- 地域の持続的成長
  - ・地域のアイデンティティの醸成
  - ・地域の不動産価値の向上

# スタジアム・アリーナ改革の検討に係る指針等について

## <目指す姿>



- 単機能型 → 多機能型
- 行政主導 → 民間活力導入
- 郊外立地 → 街なか立地
- 低収益性 → 収益性改善



「スマート・ベニュー®」  
(株) 日本政策投資銀行

## ①スタジアム・アリーナ改革指針

- 「観るスポーツ」のためのスタジアム・アリーナは、地域活性化の起爆剤となる潜在力の高い基盤施設。
- スタジアム・アリーナ改革を実現するために重要な「4つの項目、14の要件」。

## <プロセス>



## ②スタジアム・アリーナ整備に係る資金調達手法・民間資金活用プロセスガイド

- スタジアム・アリーナを整備することを目的化するのではなく、運営・管理・効果を想定した構想・計画・整備を行う。
- 各プロセスにおいて、官民連携が重要であり、その際の課題・解決策を示していく必要がある。

## ③スタジアム・アリーナ運営・管理計画検討ガイドライン

## ④スタジアム・アリーナ効果検証モデル報告書

# 多様な世代が集う交流拠点としてのスタジアム・アリーナ選定要綱

## 申請者：

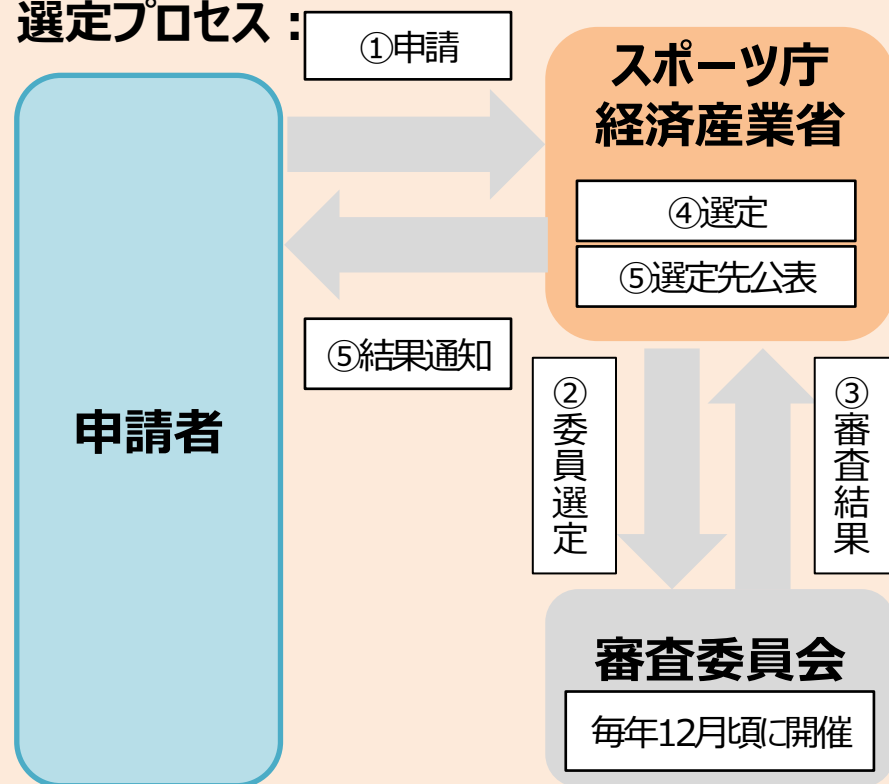
平成29年（2017年）以降、次の各号に掲げる事業のうち、いずれかの事業を新たに実施している地方公共団体又は法人格を有する団体

- ①スタジアム・アリーナ（※1）の新設・建替又は大規模改修（※2）に係る構想・計画の策定
- ②スタジアム・アリーナの新設・建替又は大規模改修に係る設計・建設
- ③2017年以降新設・建替又は大規模改修されたスタジアム・アリーナの運営・管理

※1：数千人から数万人の観客を収容し、スポーツを観ることを主な目的とする施設。

※2：収益向上や顧客経験価値向上を目的としたものに限る。

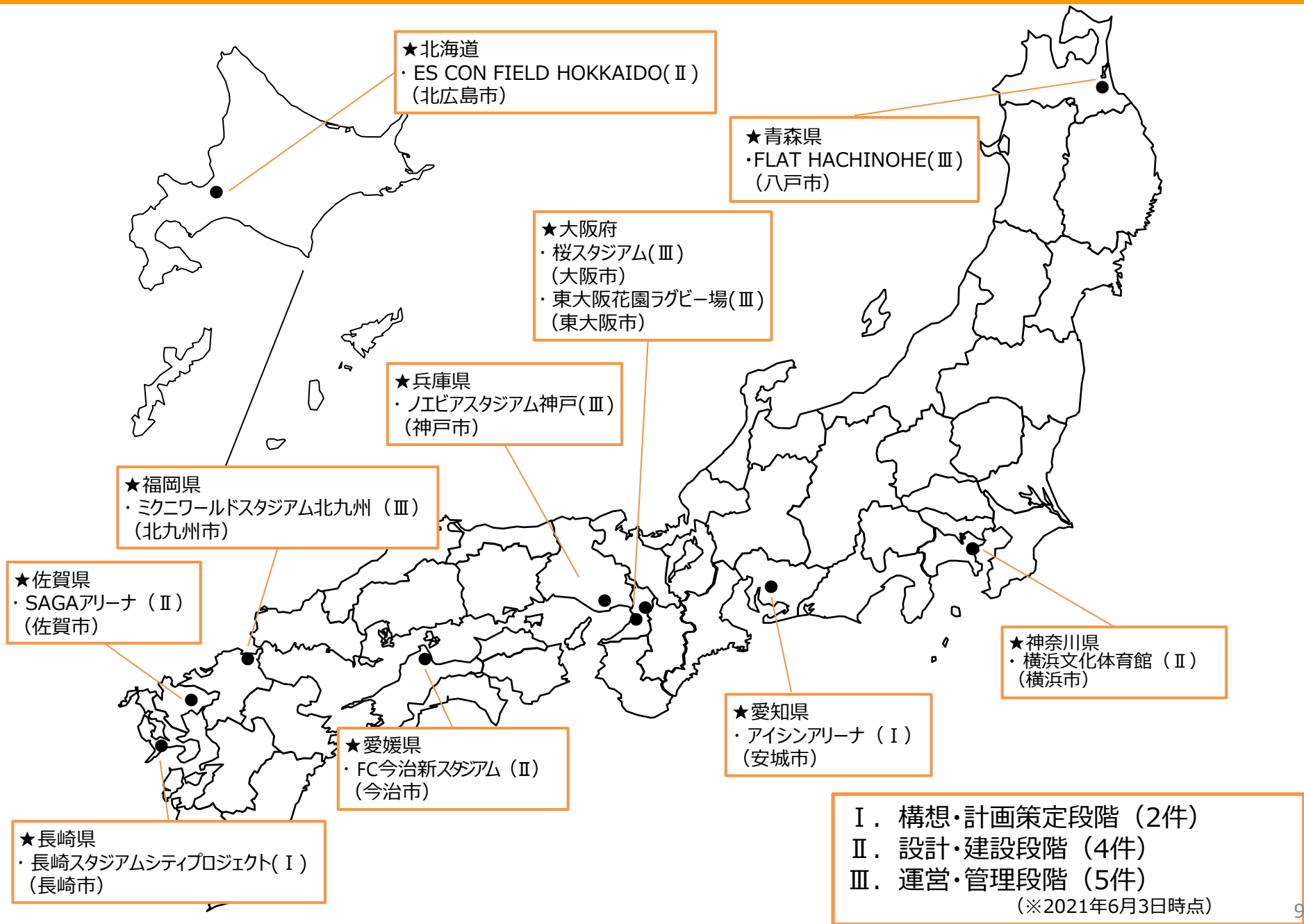
## 選定プロセス：



- ①申請者は申請様式に必要事項記入の上、スポーツ庁及び経済産業省に申請を行う。
- ②スポーツ庁及び経済産業省は、申請者と利害関係を有しない3人以上の外部有識者により構成される審査委員会を開催する。
- ③審査委員会は、評価項目（ごとに4段階（A～D））評価を行う。
- ④スポーツ庁及び経済産業省は、審査委員会による審査において、該当する全ての評価項目でA又はBと評価された案件を選定する。
- ⑤スポーツ庁及び経済産業省は、選定結果を申請者に通知するとともに、選定された申請者等の名称並びに他のスタジアム・アリーナの参考となり得る先進的な取組事例を申請者の了解を得た上で公表する。



# 多様な世代が集う交流拠点としてのスタジアム・アリーナ一覧



## 背景・課題

- 中長期の運営・管理を十分に検討しないまま構想・計画が策定される例があるなど、スタジアム・アリーナ整備のために必要な検討事項が十分に浸透していない。
- 運営・管理が始まったスタジアム・アリーナが計画通り運営できているか実態を調査する必要がある。

## 事業内容

### (1) 審査委員会の運営等

- 多様な世代が集う交流拠点としてのスタジアム・アリーナ選定に係る補助業務
- 選定施設の評価ポイント等をまとめた事例集のアップデート及び選定施設公表における広報効果を最大化する方策の検討
- 我が国と諸外国とのスポーツ市場構造の比較・分析

### (2) 成功事例調査事業

- 国内外で成功しているイベント等のコンテンツを調査し、事例集としてまとめる
- 選定された拠点同士で成功事例共有会議の開催
- 次世代のスタジアム・アリーナの在り方検討

## 【事業イメージ】

### 現状



単機能型  
行政主導  
郊外立地  
低収益性

### 目指す姿



→ 多機能型  
→ 民間活力導入  
→ 街なか立地  
→ 収益性改善

### アウトプット（活動目標）

- スタジアム・アリーナ改革のために必要な事項の地方公共団体等における認知向上
- 中長期の運営・管理を十分の想定した構想・計画策定数の増加
- スタジアム・アリーナ整備における国内外の好事例に係る情報の収集及び発信

### アウトカム（成果目標）

初期（平成30年頃）  
地方公共団体による相談窓口やガイドブックの活用  
中期（令和3年頃）  
先進事例形成により、モデルとなる計画・構想増加  
長期（令和7年頃）  
多様な世代が集う交流拠点としてのスタジアム・アリーナ20拠点の実現

### インパクト（国民・社会への影響）

- 定期的に数千人、数万人の人々を集めることができる集客施設であり、飲食、宿泊、観光等周辺産業への経済波及効果や雇用創出効果を生み、地域活性化の起爆剤とする
- 構想・計画からしっかりサポートすることで、多様な世代が集う交流拠点となる

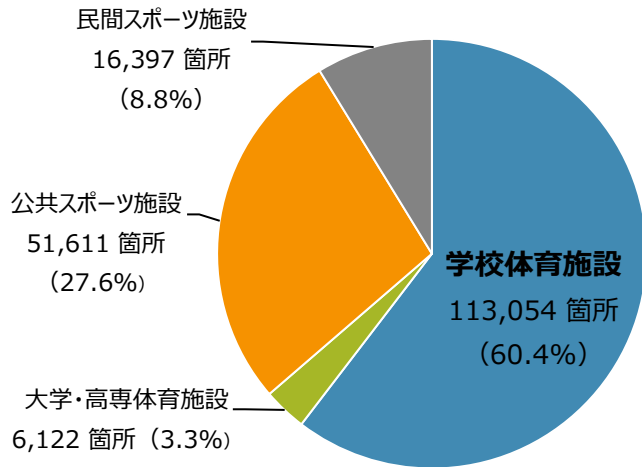
3

## 学校体育施設の有効活用について

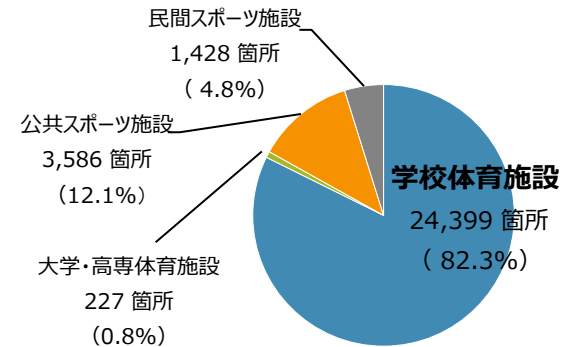
# 我が国の体育・スポーツ施設における「学校体育施設」の状況

- 自治体の体育・スポーツ施設は、老朽化や財政状況の悪化等の中で、今後、安全な施設の提供が困難になることも想定されます。
- 今後、持続可能な地域スポーツ環境を確保するためには、わが国のスポーツ施設の約6割（主要な種別は約8割）を占める学校体育施設の活用を、一層進めることが重要となっています。

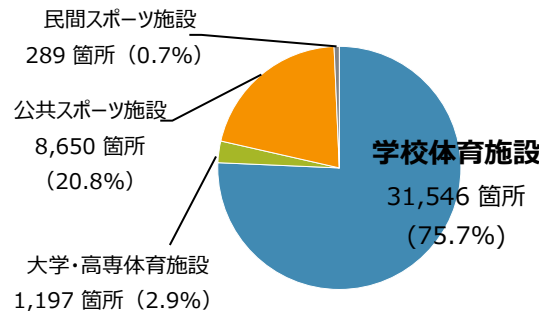
我が国の体育・スポーツ施設数（平成30年10月1日現在）



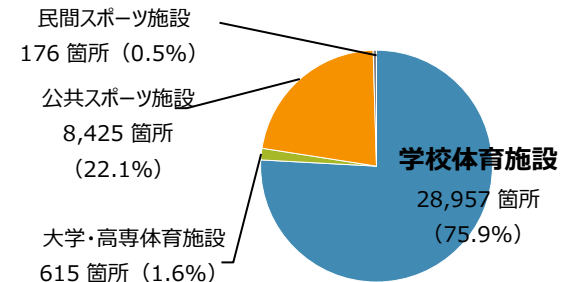
水泳プール施設数（平成30年10月1日現在）



体育館施設数（平成30年10月1日現在）



多目的運動場施設数（平成30年10月1日現在）



※「学校体育施設」とは、公（組合立を含む）私立（株式会社立を含む）の小・中・高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校、各種学校の体育・スポーツ施設を指す。  
 （出典）スポーツ庁「体育・スポーツ施設現況調査」

# 学校体育施設の有効活用に関する手引き（令和2年3月）の概要

背景・目的

- 誰もが日常的にスポーツに参画することのできる機会の確保（スポーツ基本法、第2期スポーツ基本計画）
- スポーツを通じた健康寿命の延伸に対する強い期待（スポーツ実施率向上のための行動計画・中長期的施策）
- スポーツ施設の老朽化や財政難、人口減少等への計画的な対応（スポーツ施設のストック適正化ガイドライン）

スポーツ施設の約6割を占める学校体育施設について官民連携等の工夫を図り如何に活用していくかが重要

学校体育施設の有効活用に向けた検討・実施の際のポイントや参考事例を、

**目的**（モチベーション）・ **運営**（ソフト）・ **施設**（ハード）の観点から5項目に整理し、自治体担当者向けに提示。

※学校・施設種別ごとの傾向も踏まえた一般的な留意事項もあわせて整理

## ①学校体育施設をより広く利用してもらうための目的の明確化

地域のスポーツ環境充実、児童生徒への好影響、地域社会との連携推進等、施設活用の目的を幅広く検討し明確化する

- 誰もが気軽にスポーツに親しめる社会へ
- 地域で見守る学校施設（学校体育施設）へ

## ②安全・安心の確保

動線の分離等により児童生徒の安全を確保するとともに、リスク分担など安全安心確保のための体制を整備する

- 一般利用者と児童生徒の動線を分離する工夫
- 安全・安心確保のための体制整備

## ③持続可能な仕組みづくり

業務・事業としての明確化や、学校教育に支障ない範囲の指定管理等の工夫を図る

- 業務・事業としての明確化
- 学校や行政からの外部化
- 民間事業者等が参画しやすい環境づくり
- 適切な受益者負担の仕組みづくり

## ④利用しやすい環境づくり

利用日時や利用可能な対象者、実施可能な競技種目など、多様なスポーツ活動のニーズに対応し、ICTも利用して学校体育施設を最大限活用する

- 学校体育施設の多様な利用推進
- ICTを活用した利便性の向上

## ⑤新改築・改修時の留意点

新改築・改修時には、地域のスポーツ施設として機能、仕様等を検討（複合化、バリアフリー化やユニバーサルデザインへの配慮等）するとともに、PPP/PFI等の事業手法の導入についても検討する

- 地域スポーツ施設としての整備
- PPP/PFI事業の導入
- 学校開放事業を前提とした施設水準の確保

ポイント・有効活用方策（参考事例）

# 誰もが気軽にスポーツに親しめる場づくり総合推進事業

令和4年度予算額（案） 60,000千円  
（前年度予算額 60,000千円）



地域のスポーツ施設の老朽化、財政の制約、人口減少・高齢化による住民ニーズの変化等がある中、持続可能な地域におけるスポーツ環境を確保・充実していくため、公立スポーツ施設だけでなく、学校体育施設・民間スポーツ施設など既存ストックのフル活用、スポーツ施設のユニバーサルデザイン化の推進等を総合的に実施し、誰もが気軽にスポーツに親しめる場づくりを推進する。

## <事業内容>

### ① 学校体育施設の有効活用推進事業【継続】

「学校体育施設の有効活用に関する手引き」を踏まえ、**モデルとなる先進事例の形成**を行い、学校体育施設を地域のスポーツの場として有効活用する取組を推進する。

<モデル事業のイメージ>

- 一定の収益活動の導入と収益還元による事業の持続性向上
- デジタル技術の活用による利便性向上、学校等の負担軽減
- 体育館・校庭に加え、プール・テニスコート・武道館の開放促進

### ② スポーツ施設におけるユニバーサルデザイン化等推進事業【新規】

年齢や性別、能力等に関係なく施設を利用しやすくするユニバーサルデザイン化を推進するため、ハード・ソフト両面において配慮すべき事項や取組事例を収集整理し、**ガイドブックに取りまとめる**とともに、**セミナー等による普及啓発**を行い、現場での対策を促進する。

<取組事例のイメージ>

- ハード面の更新・改修（更衣室、授乳室、観客席等）
- ソフト面の施設管理者の対応（障害者スポーツの支援等）

### ③ 民間スポーツ施設の公共的活用推進事業【継続】

民間スポーツ施設※を地域のスポーツの場として公共的活用する方策を検討するため、**実態調査**や**モデル事業のケーススタディ**を実施する。

<公共的活用のイメージ>

※個人所有の町道場や球技場、企業所有の福利厚生施設を想定

## <スポーツスペース・ボーダレスプロジェクトの全体概要> ※赤字は、本予算関係

スポーツ施設の**中長期的な計画**の策定促進

● 全体最適を踏まえた**個別施設計画の内容充実**、当該計画に基づく集約・複合化等の推進 ● ハード支援における個別施設計画策定の要件化

#### スポーツ施設の**安全・安心**の確保

- 避難所等となるスポーツ施設の耐震化・長寿命化対策の推進
- スポーツ施設の老朽化等に伴う事故の防止対策の徹底

#### スポーツ施設の**快適性・利便性**向上

- **ハード・ソフト両面でのユニバーサルデザイン化の推進**
- 民間の資金・ノウハウも活用したスポーツ施設の魅力向上の促進

#### あらゆる空間でのスポーツ環境創出

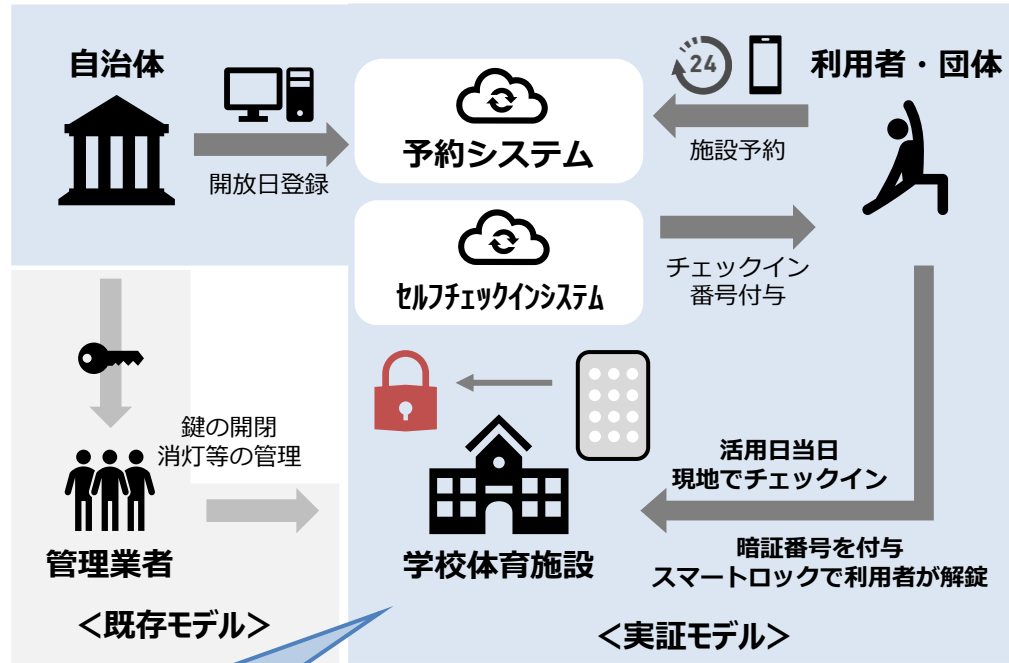
- **放課後や休日の学校体育施設の有効活用の推進**
- **民間スポーツ施設の公共的活用**
- 公園等のオープンスペースの活用

#### スポーツの場における**DX化**の推進

- デジタル技術やデータ活用による新しいスポーツの楽しみ方の推進
- スポーツの場、イベント等の情報に関するスポーツポータルサイトの開設

## ICTを活用した学校体育施設の有効活用モデル実施（沖縄県うるま市）

- ・ 沖縄県うるま市内の学校体育施設においてICTツールを活用した学校施設活用のモデル検討・トライアル検証を実施
- ・ システムによる予約管理の検討やスマートロック、セルフチェックインシステムの設置などによる学校施設の開放における合理化を検討



これまで**アナログ（書面・窓口提出）管理**となっていた学校夜間開放事業において、**予約管理システムを導入**することによる**業務の合理化**や**利用者の利便性向上**の検討を行なった。また、学校施設の活用における**鍵の管理**に対して、**スマートロックを設置**し、利用者が自身で鍵の開閉ができる仕組みを検討した。なお、県内の宿泊施設等で活用されているタブレットを活用した**セルフチェックインシステムとの連動**により、**活用日当日に現地でのスマートロックのナンバーキーの付与**などの仕組みを取り入れることで、外部利用におけるセキュリティ強化の検討を行なった。

### 【協力】

- ・ うるま市教育委員会
- ・ 市内小学校・中学校（2校）
- ・ OTS MICE MANAGEMENT（株）
- ・ （株）ゴールドバリュークリエーション
- ・ （株）構造計画研究所
- ・ （一社）沖縄県ヨガ協会
- ・ 学校夜間開放事業利用団体

**Point**  
 これまでアナログ管理・人的リソースによる鍵の管理などを行っていたものを、ICTツールを活用することで業務の合理化・利便性向上を目指した





## 参考事例



# RO方式とコンセッション方式を組み合わせた事業方式による 市営プール施設の再整備・運営

## 津山市ガラスハウス利活用事業（1/2）



### 概要

- 1998年に県営プールとして開業。2011年以降は、県から市が譲り受け営業を継続。
- 2019年に、ガラスハウスが所在するグリーンヒルズ津山で、民間活力導入を検討するためのトライアル・サウンディングを実施。
- 施設の管理運営費、老朽化による多額の改修費用が見込まれることから、2021年3月末に営業を終了。民間事業者のビジネスモデル導入による再整備・運営を目的として、利活用事業実施方針を公表。
- 2021年7月に㈱Globeを「ガラスハウス利活用事業の優先交渉者」に選定。既存のプールの9割を埋めて、アリーナ・トラックを含む運動スペースへ改修する提案となっている。

※出所：津山市ホームページ

施設名	ガラスハウス		
事業開始	2021年度予定	運営期間	運営開始 ～10年間
担当部署	津山市 財産活用課 FM推進係		
施設規模 (改修前)	敷地面積：約12,000㎡ 延床面積：約5,300㎡		
設計・改修費	2.65億円※サービス購入料の上限額		
施設構成 (条件)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ガラスドームの外観意匠は維持</li> <li>● 屋外付帯施設、内装、設備等は改変可能</li> <li>● プールの存続は前提ではない（継続利用可）</li> </ul>		

# RO方式とコンセッション方式を組み合わせた事業方式による市営プール施設の再整備・運営

## 津山市ガラスハウス利活用事業（2/2）

### 事業方式と期間

#### ■ 事業の方式

- PFI法に基づくRO方式とコンセッション方式を組み合わせた事業方式
- 施設の整備完了後、市が事業者へ施設の運営権を付与することで自由度の高い運営を目指す

#### ■ 事業の期間

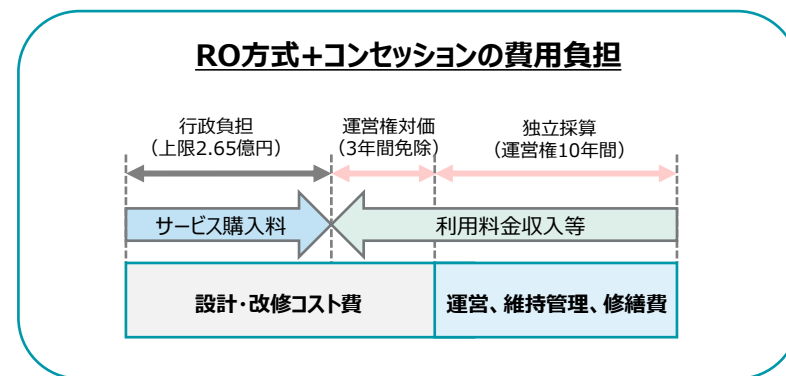
- コンセッションによる運営権の設定期間は10年間
- 事業期間終了の3年前までに期間延長の届け出を行った場合、市と協議を行った上で、次の10年を越えない範囲で、運営権者が希望する日まで事業期間を延長できる

### 提案の前提条件

- ガラスハウスのガラスドームとしての外観意匠は維持
- 外構、屋外プールなどの屋外付帯施設、内装、設備等は改変可
- プールの存続は前提としない。プールを継続して利用する提案も可
- 敷地内で湧き出ている温泉の利用は不可
- 施設内に残置してある備品類（家具・スポーツ器具）の利用も可
- 施設の整備期間は、実施契約後2年以内
- 運営権開始後は速やかな開業を目指すこと
- 事業完了時、整備前への原状回復は不要

※出所：津山市ホームページ

### サービス購入料と運営権対価



#### ■ 市が負担するサービス購入料の範囲

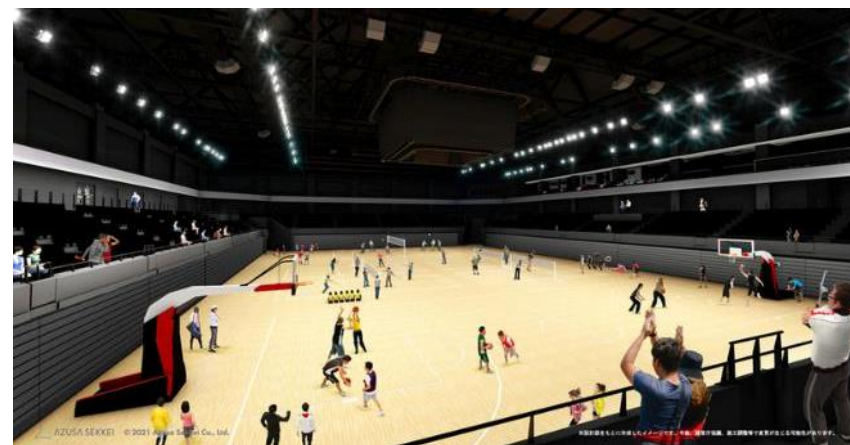
- 上限額となる2.65億円を、10年に分けて平準化した上で、サービス購入料として市が負担。金額は事業者からの提案により決定
- 対象範囲は、施設に固定されないものを除き、施設の整備費を対象
- 運営が開始された後は、全て独立採算での運営とし、施設の修繕や保全費も全て事業者の負担

#### ■ 市に納める運営権対価

- 運営権対価は、原則年払い
- 最低額は年額0円以上とし、金額は事業者からの提案により決定  
※運営開始から3年目の年度末までは免除

# 企業版ふるさと納税を活用した地方創生の拠点となるアリーナの整備

## 太田市運動公園市民体育館整備事業（1/2）



### 概要

- 現太田市運動公園市民体育館は、1981年5月に開業。竣工以来39年が経過しており、老朽化に伴う雨漏りや設備配管等の不具合など施設運用上支障がある状況。
- 市民体育館の建替えを実施し、Bリーグチームのホームアリーナとするとともに、地方創生に繋がる交流人口拡大の拠点、市民にとって愛着のある地域のシンボルになる施設を目指している。
- 事業費の調達には、企業版ふるさと納税、地方創生拠点整備交付金を活用している。
- オープンハウスの社長（太田市出身）と市長の考えが一致したことが、本事業の実現に繋がっている。

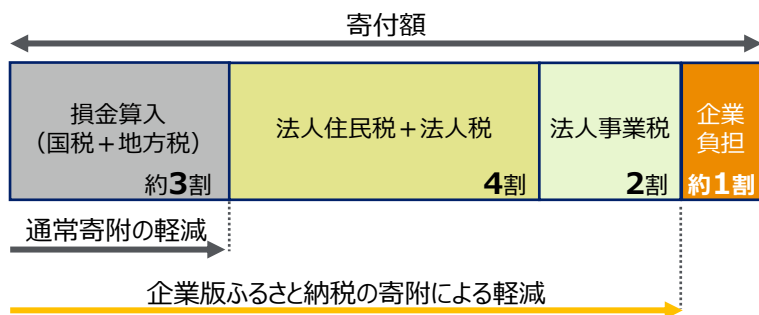
施設名	太田市運動公園市民体育館（（仮称）OTA ARENA）		
整備期間	2021年6月～ 2023年4月	運営期間	2023年5月～
施設規模	建築面積：7,327.23㎡ 延床面積：11,160.09㎡		
設計・建設費	約78.5億円（うち、企業版ふるさと納税40億円、地方創生拠点整備交付金10億円を活用予定）		
施設構成	<ul style="list-style-type: none"> <li>● メインアリーナ（収容人数：5,027人）</li> <li>● サブアリーナ（観客席：なし）</li> <li>● VIPルーム、ドーピングコントロール室他各諸室</li> </ul>		

※出所：太田市ホームページ、オープンハウスホームページ

# 企業版ふるさと納税を活用した地方創生の拠点となるアリーナの整備

## 太田市運動公園市民体育館整備事業（2/2）

### 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）



#### ■ 制度概要

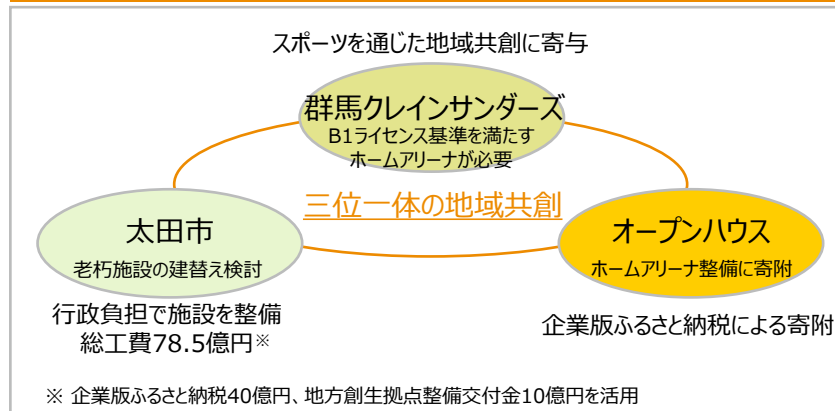
- 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）は、企業が寄附を通じて地方創生を支援する仕組み
- 地方自治体は「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」を地域再生計画として内閣府に申請。内閣府の認定を受けた事業に対して、企業が寄附を行った場合に税制上の優遇措置が受けられる
- 2020年度税制改正により、最大で寄附額の9割が軽減されるなど、より使いやすい仕組みとなっている

#### ■ 制度活用にあたっての留意事項

- 1回あたり10万円以上の寄附が対象
- 寄附の代償として経済的な利益を受けることは禁止
- 本社が所在する自治体への寄附は本制度の対象外

※出所：太田市ホームページ、オープンハウスホームページ

### 導入メリット



#### ■ 市のメリット

- 設計・建設費を全額負担することなく、一部の予算措置のみで公共施設を整備することができる

#### ■ 事業者・チームのメリット

- 少ない費用負担で地方創生を支援することができる
- 本社が所在する自治体でなければ、自社チームの本拠地としても利用されるアリーナの整備にも活用することができる
- B1ライセンスを満たした高スペックのホームアリーナを整備可能

## ◆ スタジアム・アリーナ改革ガイドブック（第2版）

[https://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/sports/mcatetop02/list/detail/1411943.htm](https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop02/list/detail/1411943.htm)

## ◆ スタジアム・アリーナ改革の実現に活用可能な施策一覧

[https://www.mext.go.jp/sports/content/20210423-spt\\_sposeisy-000005410\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/sports/content/20210423-spt_sposeisy-000005410_1.pdf)

## ◆ 文教施設における多様なPPP／PFI事業等の事例集

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shisetu/ppp/1406650\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/ppp/1406650_00001.htm)

## ◆ 文教施設におけるコンセッション事業に関する導入の手引き

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shisetu/ppp/1406650.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/ppp/1406650.htm)

## ◆ 学校体育施設の有効活用に関する手引き、委託事業報告書

[https://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/sports/mcatetop02/list/1380329\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop02/list/1380329_00001.htm)

## ◆ 地域におけるスポーツの場づくりに関するオンラインセミナー

第2回（R3.12.15） 多様なPPP/PFIの活用とスポーツによる「まちづくり」の推進について

第4回（R4.2.16） 学校体育施設の有効活用について

[https://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/sports/mcatetop02/list/jsa\\_00001.html](https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop02/list/jsa_00001.html)

スポーツが変える、未来を創る。

Enjoy Sports, Enjoy Life



(お問合せ先)

スポーツ庁参事官 (地域振興担当) 付

TEL:03-5253-4111 (内線3773)

Mail:stiiki@mext.go.jp